雇用対策事業補助金について

平成26年4月

村内事業主の皆様

椎葉村長 椎 葉 晃 充

村では、26 年度より上記の事業を新規事業として実施します。簡易版として下記の内容をご覧いただき、有効にご利用ください。不明な点についてはお問い合わせください。

.....

Q1. どういう補助金なの?

村内の事業所で、新規雇用者(離職者、U・Iターン者)を雇い入れた事業主に対して、村から補助金を支出する事業です。

Q2. 申請先・申請する時期は?

役場の地域振興課が窓口となります。<u>申請は対象労働者を雇用する前に</u>関係書類を 添えて申請をお願いします。お問い合わせの際は下記の連絡先までお願いします。

Q3. 補助金の対象者・交付要件は?

新規雇用者を雇い入れた事業主になります。交付要件は次の8つです。

- 1. 新規雇用者を1年以上雇用する事業主
- 2. 雇用期間に定めがなく、一週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度(30時間以上)の労働契約を結ぶ事業主
- 3. 公共職業安定所において雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に定める適 用事業所登録のある事業主
- 4. 対象労働者が雇用保険及び社会保険に加入している事業主。ただし、社会保険の強制適用事業所でない場合は、社会保険加入要件は除外する。
- 5. 出勤簿、賃金台帳、労働者名簿など労働関係帳簿を整備し、保管している事業主
- 6. 村民税等の滞納がない事業主
- 7. 対象労働者が、関連事業主(資本、資金人事及び取扱等の状況から見て補助金の交付申請をしようとする事業主と密接な関係にある他の事業主をいう。) に直前に雇用されていない者
- 8. 事業所の代表者と 2 親等以内の親族でない者を労働対象者として雇用する事業主

Q4. 補助金額は?

対象労働者 1 人につき 30 万円以内とします。月額基本給の 1/3 (限度額 50,000 円×6 ヶ月分)とし、雇用初年度のみとします。※1 年の雇用が原則となりますので、補助金を交付するのは雇用が 1 年経過した翌年度になります。

Q5. 実績報告は?

対象労働者を雇用日より1年が経過した日から30日以内に関係書類を添えて村長に提出していただきます。

お問い合わせ先

地域振興課 雇用対策室 無料電話/7-67-0031・0032 NTT電話/0982-67-3203 ファックス/0982-67-2825